

(一関市藤沢コミュニティセンター条例の一部改正)

改正前						改正後							
別表（第9条、第14条関係）						別表（第9条、第14条関係）							
						1 集会室（西口コミュニティセンター、本郷白藤交流館、曲田地区ふれあいセンター、陶芸センター、徳田交流館、新沼コミュニティセンター、保呂羽コミュニティセンター、大籠コミュニティセンター及び郷土文化保存伝習館）							
利用区分				単位	利用料金の限度額		利用室面積				単位	利用料金の限度額	
					基本利用料金	冷暖房料						基本利用料金	冷暖房料
体育館以外 の利用室面 積	50㎡以下			1時間	200円	実費を基 準として 別に定め る。	20㎡以下	1時間	100円	20円			
	100㎡以下			1時間	400円		40㎡以下		200円	40円			
	150㎡以下			1時間	600円		60㎡以下		300円	60円			
	150㎡超			1時間	800円		80㎡以下		400円	80円			
						100㎡以下			500円	100円			
						120㎡以下			600円	120円			
						140㎡以下			700円	140円			
						160㎡以下			800円	160円			
						180㎡以下			900円	180円			
						2 体育館等							
利用区分				単位	利用料金の限度額		利用区分				単位	利用料金の限度額	
					基本利用料金	冷暖房料						基本利用料金	冷暖房料
体育館	西口地区体育館、コミュニティ体育館	専用	高校生以下	1時間	100円	二	西口地区体育館、コミュニティ体育館徳田ふれあいランド、保呂羽コミュニティ	専用	高校生以下	1時間	100円	二	
			一般		200円				一般		200円		
	個人	高校生以下	1回	50円	個人			高校生以下	1回	50円			

<u>徳田ふれあいランド、保呂羽コミュニティ体育館</u>	<u>一般</u>		<u>100 円</u>		<u>ティ体育館</u>	<u>一般</u>		<u>100 円</u>		
[略]					<u>コミュニティグラウンド</u>					<u>無料</u>
[略]					[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。